

鯖江市社会福祉協議会 地域包括支援センター神明 運営規程

(事業の目的)

第1条 鯖江市が設置し、社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会が受託運営する地域包括支援センター神明（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	鯖江市社会福祉協議会 地域包括支援センター神明
所在地	鯖江市水落町2丁目30番1号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1)保健師または経験ある看護師 1名以上（常勤）
- (2)社会福祉士または経験ある社会福祉主事 1名以上（常勤）
- (3)主任介護支援専門員 1名以上（常勤）主任介護支援専門員は、センター長を兼ね、センターの従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (4)その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8:30から午後5:30まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント)
- (4) 自立した生活継続のためのアセスメントを実施し、サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、自立支援に資する適切なマネジメントを行う。(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

(事業の委託)

第8条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

- 2 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、法人策定の虐待防止対応規程に基づき、地域の高齢者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 法人が行う虐待の防止のための対策を検討する委員会や研修に定期的に参加するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (1) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 センターは、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに鯖江市に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 1 1 条 センターは、高齢者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他高齢者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 1 2 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、高齢者に対し必要な総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 1 3 条 センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 法人における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会に参加するとともに、定期的な研修を実施し職員に周知徹底を図る。

(2) センターにおける感染症の予防およびまん延防止ための指針を整備する。

(通常の事業の実施地域)

第 1 4 条 通常の事業の実施地域は、鯖江市の行政区域内の別紙に掲げる地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第 1 5 条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 センターは、適切な業務の提供を確保する観点から、高齢者、またはその家族から業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的、威圧的な言動や行為、優越的な関係を背景とした言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第 16 条** センターは、業務上知り得た高齢者およびその家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、高齢者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合ならびに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。
- 2** 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

- 第 17 条** 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。